

(証券コード5268)
2020年6月11日

株主各位

東京都中央区築地一丁目8番2号
旭コンクリート工業株式会社
代表取締役社長 狩野 堅太郎

第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。なお開催にあたり、当社では新型コロナウイルス感染防止の観点での総会運営を心掛けます。詳しくは裏面の記載をご参照願います。

新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、広く三密回避が求められている折でもあり、株主の皆様におかれましては、できるだけ当日のご来場はお控えいただき、書面により事前に議決権を行使いただければと存じます。

書面によって議決権を行使されます場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに当社に到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区築地一丁目8番2号 当社4階会議室
3. 目的事項
報告事項 第140期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与金支給の件

以 上

-
- ◎本総会より、ご出席の株主様へのお土産配布はとりやめさせていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.asahi-concrete.co.jp>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染リスク軽減に向けて

－ 株主の皆様へのお願い / 当社の対応 －

○ はじめに

- ・株主総会へのご出席を予定されている株主様におかれましては、ご自身の健康状態など諸事情をご勘案いただき、くれぐれもご無理はなさらないでください。
- ・高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、体調のすぐれない方におかれましては、株主総会へのご出席を見合わせられてはいかがでしょう。
- ・表紙の「招集ご通知」に記載いたしました通り、議決権は事前に書面でも行使することができますので是非ご利用ください。

○ 総会開催にあたっての当社対応について

- ・株主総会の運営係員は、マスクを着用させていただきます。議場におきましても出席の役員、事務局は、全員マスクを着用したまま対応させていただきます。
- ・社会的距離を考慮し会場設営しますので、座席数は例年よりも少なくなりますことから、やむを得ず入場制限を行う場合があります。
通風確保のため、窓及び会場入口扉はある程度開けておく予定です。
- ・報告事項及び議案の説明は極力簡略化して、時間短縮を図ります。
- ・会場におきまして体調不良と見受けられる株主様には、運営係員がお声掛けする場合があります。

○ 当日ご来場される株主様へのお願い

- ・三密状態の低減を図るうえで、円滑かつ効率的に議事を進めたいと存じます。株主の皆様のご理解、ご協力をお願いします。時間短縮の一環として、報告事項及び議案の説明を簡略化して行いますので、株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願いいたします。
- ・会場におきましては、受付前に検温をさせていただきます。検温の結果37.5℃以上の体温がある株主様、体調不良と見受けられる株主様につきましては、株主総会へのご参加をご遠慮いただきますようお願いいたします。
- ・会場に入場される際には、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いします。
- ・株主様相互の社会的距離確保のため、会場内では運営係員の誘導・指示に従っていただきますようお願いいたします。

以 上

(添 付 書 類)

事 業 報 告

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、前半の緩やかな回復基調から消費税増税を境に弱含みに転じました。加えて中国・武漢市で発生した新型コロナウイルスが世界各地に感染拡大しつつあり、期末にかけ国内外で人の移動が制約される事態を受け、個人消費は落ち込み経済活動は停滞を余儀なくされました。

当社の関連するコンクリート製品業界では、新型コロナウイルス感染症流行の影響は未だ軽微でしたが、五輪関連の需要が出尽くし、人手不足や諸経費の上昇なども相俟って建設・土木関係の動きが総じて鈍くなったことから、厳しい事業環境が続きました。

こうしたなか当社は、選別受注による利益率向上に取り組み、主力製品のボックスカルバートをはじめとする各種製品の販売活動を展開するなかで、耐震性・止水性で評価の高い接着継手工法「TB（タッチボンド）工法」など、当社技術・工法の普及にも努めました。

こうした取り組みにより、当期は、売上高は98億2百万円と前期に比べ4.4%の減収となりましたが、損益面では、営業利益は5億6千8百万円と前期比28.4%、経常利益は5億8千9百万円と前期比21.3%の増益となりました。

これに特別損失として固定資産除却損1千万円を計上し、税金費用等1億9千7百万円を差し引きした結果、当期純利益は3億8千1百万円と前期に比べ22.4%の増益となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【コンクリート関連事業】

コンクリート関連事業は、選別受注による効率的な営業活動に努め、当期の受注高は101億8百万円（前期比3.7%減少）、売上高は97億5千万円（前期比4.4%減収）となりました。

- ①セメント二次製品部門は、受注高が46億2百万円、売上高は46億5千3百万円となりました。
- ②工事部門は、受注高が3億4千1百万円、売上高は4億1千万円となりました。
- ③その他の部門は、工事用資材及びコンクリート製品に装着する資材等で、売上高は46億8千5百万円となりました。

【不動産事業】

不動産事業は、当社が保有するマンション等の賃貸収入で、売上高は5千2百万円となりました。

部門別の内容

部門別の売上内容を表にいたしますと、次のとおりであります。

期 別 部門別	第139期（前期）		第140期（当期）		前 期 比 増減(%)
	金 額(千円)	構成比率(%)	金 額(千円)	構成比率(%)	
コンクリート関連事業					
①セメント二次製品部門	4,245,210	41.4	4,653,988	47.5	9.6
②工 事 部 門	412,198	4.0	410,798	4.2	△0.3
③そ の 他 の 部 門	5,546,091	54.1	4,685,822	47.8	△15.5
計	10,203,501	99.5	9,750,609	99.5	△4.4
不 動 産 事 業	52,605	0.5	52,114	0.5	△0.9
合 計	10,256,106	100.0	9,802,723	100.0	△4.4

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資の状況

当期中において特記すべき設備投資は実施しておりません。

(3) 資金調達の状況

当期中において特記すべき資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

2020年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響を受け、極めて厳しい状況が続くものと考えられます。苦境脱却に向け政府、日銀が打ち出す諸施策に期待が集まりますが、景気の低落傾向に歯止めをかけ、さらに回復軌道に戻す道筋は大変に険しいものになると思われます。

建設土木業界では、住宅等民需の大幅減少は必至であり、当社製品の主たる納入先である公共工事では、予算執行の優先順位付けと厳格化が徹底されて、緊急性が低いと判定されて繰り延べとなる案件も多くなると見込まれます。感染拡大の直接的な影響として、営業機会の減少や製品納入先の工事中断・延期等も想定され、難しい状況が続くことになります。

こうした状況下、当社ではお客様のご要望に速やかにお応えするよう、営業・生産の即応体制の保持、強化を図ってまいります。新製品・新工法の開発と早期の実用化に向けて取り組み、既存の製品・工法の改良・改善に努めます。製品の品質向上と施工法の高効率化の追求を続け、当社技術の適用・応用分野の開拓・拡大の途を探索します。

営業部門では選別受注を推進し、加えて将来の確実な受注に繋げるべく設計織込み活動に注力いたします。製造部門では生産性を高めるための設備更新を進め、原価低減に弛まず取り組むとともに、生産活動の礎である安全・衛生に配慮した労働環境の整備を図ります。全社共通の課題である販管費の節減、棚卸資産の削減による収益性向上・経営体質強化の取り組みを継続して進め、将来を見据えた人材の確保・育成を図ってまいります。

株主の皆様には一層のご支援とご指導を心よりお願いする次第でございます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 137 期 (2016年度)	第 138 期 (2017年度)	第 139 期 (2018年度)	第 140 期 (2019年度) 当 期
売 上 高(千円)	12,396,570	11,019,498	10,256,106	9,802,723
経 常 利 益(千円)	700,367	635,089	485,928	589,570
当 期 純 利 益(千円)	476,736	411,450	311,940	381,837
1株当たり当期純利益(円)	36.26	31.29	23.73	29.04
総 資 産(千円)	14,704,713	14,717,866	15,259,208	14,035,801
純 資 産(千円)	9,261,454	9,683,148	9,728,589	9,636,161

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』(企業会計基準第28号平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号平成30年3月26日)を第139期から適用しており、第138期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

(6) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

下記製品の製造及び販売

コンクリート関連事業	
①セメント二次製品部門	PC・PRC・HTC・RCボックスカルバート、ヒューム管、コネクトホール、PC雨水貯溜槽アグア、新ボックス型アグア、共同溝、電線共同溝、各種フリューム、L型水路、テールアルメ擁壁、道路用製品、アサヒホームガレージ、耐震性防火水槽、貯水槽等
②工 事 部 門	ボックスカルバート等製品の敷設、TBコーキング工法の施工（補修等）
③そ の 他 の 部 門	工事用資材及びコンクリート製品に装着する資材等
不 動 産 事 業	当社が保有するマンション等の賃貸収入

(7) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

本 社：東京都中央区築地一丁目8番2号

東部東北支社：東京都中央区築地一丁目8番2号

西部支社：京都府京都市右京区山ノ内池尻町6番地

営 業 所：東京、横浜、埼玉、北埼玉、千葉、茨城、秋田、仙台
京都、阪神、神戸、和歌山、金沢、名古屋、滋賀、沖縄

工 場：関東、茨城、仙台、和歌山、滋賀、湖東、春日井、兵庫

(8) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
212名	1名減	45.0歳	16.9年

(9) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	800,000千円
株式会社三井住友銀行	200,000千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数

13, 147, 443株

(自己株式85, 557株を除く)

(2) 株主数

963名

(3) 大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持株比率
日 本 ヒ ュ ー ム 株 式 会 社	39, 042 百株	29. 70 %
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	18, 028	13. 71
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口	7, 000	5. 32
柳 内 光 子	6, 973	5. 30
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6, 450	4. 91
山 一 産 協 株 式 会 社	5, 023	3. 82
高 周 波 熱 錬 株 式 会 社	5, 017	3. 82
日 本 コ ン ク リ ー ト 工 業 株 式 会 社	3, 000	2. 28
ケ イ コ ン 株 式 会 社	2, 950	2. 24
三 井 住 友 建 設 株 式 会 社	2, 900	2. 21

(注) 持株比率は自己株式(85, 557株)を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役特別顧問	柳 内 光 子		山一興産株式会社 代表取締役社長
取 締 役 会 長	清 水 和 久		
取 締 役 社 長	狩 野 堅太郎	代表取締役	
専 務 取 締 役	遠 藤 裕 邦	営業本部長	
常 務 取 締 役	澤 山 勝	生産本部長兼西部支社長	
取 締 役	坂 本 晴 穂	営業本部付部長	
取 締 役	塚 原 宏	総務部長	
取 締 役	馬 島 英 希	経理部長	
取 締 役	福 田 敏 裕		
取 締 役	小 玉 和 成		日本ヒューム株式会社 取締役営業本部長
常 勤 監 査 役	浦 上 勝 治		
常 勤 監 査 役	山 中 直 喜		
監 査 役	曾 我 鉄 山		
監 査 役	川 瀬 一 雄		

- (注) 1. 取締役福田敏裕氏及び小玉和成氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役曾我鉄山氏及び川瀬一雄氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は取締役福田敏裕氏及び監査役川瀬一雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
4. 常勤監査役浦上勝治氏は、当社取締役社長として経営に携わった経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役山中直喜氏は、当社常務取締役として経営に携わった経験から、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役曾我鉄山氏は、太平洋セメント株式会社建材事業部事業管理グループリーダーを務め、建材事業全般に精通し企業経営に関する相当程度の知識を有しております。
7. 監査役川瀬一雄氏は、公認会計士として豊富な知識、経験を有しております。
8. 取締役相談役中西久芳氏、取締役副会長坂村博氏及び取締役顧問坂本憲一氏は2019年6月27日をもって任期満了により退任いたしました。
9. 監査役遠藤裕邦氏は2019年6月27日開催の第139回定時株主総会終結のときをもって辞任により監査役を退任し、同じく第139回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
10. 取締役馬島英希氏、小玉和成氏は2019年6月27日開催の第139回定時株主総会において取締役に就任いたしました。
11. 監査役川瀬一雄氏は2019年6月27日開催の第139回定時株主総会において監査役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項及び現行定款に基づき、社外取締役及び監査役の全員との間に法令に定める最低責任限度額に限定する契約(責任限定契約)を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額 当事業年度に係る報酬等

区 分	人 数	報酬等の額
取締役 (内社外取締役)	13名 (3名)	142,335千円 (6,710千円)
監査役 (内社外監査役)	5名 (3名)	32,670千円 (4,320千円)
合 計	18名 (6名)	175,005千円 (11,030千円)

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第139回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、監査役1名を含んでおります。
2. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれておりません。
3. 上記報酬等の額には、2020年6月26日開催の第140回定時株主総会に提出予定の「役員賞与金支給の件」が承認された場合に支給される役員賞与支給金、取締役10名に対して総額1,650万円(うち社外取締役2名に対し50万円)が含まれております。
4. 取締役の役員賞与支給金を除く報酬限度額は、1997年6月27日開催の第117回定時株主総会において、月額1,800万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第114回定時株主総会において、月額300万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項 ※2020年3月31日現在の社外役員について記載しております。

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役小玉和成氏は、日本ヒューム株式会社の取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には製品の販売・仕入の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏 名	取締役会出席回数 開催回数 12回		監査役会出席回数 開催回数 12回	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	福 田 敏 裕	12回	100 %	—	—
取締役	小 玉 和 成	9回	90 %	—	—
監査役	曾 我 鉄 山	12回	100 %	12回	100 %
監査役	川 瀬 一 雄	10回	100 %	9回	100 %

(注) 取締役小玉和成氏、監査役川瀬一雄氏は当事業年度中に新たに取締役、監査役としてそれぞれ就任しております。

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

氏 名	発 言 状 況
取締役 福 田 敏 裕	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 小 玉 和 成	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 曾 我 鉄 山	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 川 瀬 一 雄	議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新創監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項及び現行定款に基づき、会計監査人との間に法令に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報 酬 額
① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	20,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）及び報酬見積りの算出根拠・算定内容についてその適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務遂行状況等を勘案し、会計監査人が継続してその職務を全うするうえで重大な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会が議案の内容を決定し、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案といたします。なお、その決定した理由を株主総会参考書類に記載します。

5 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容及びその運用状況の概要

(1) 決議の内容の概要

当社はいわゆる「内部統制システム」の構築の基本方針について以下のように定め、その内容について2019年4月24日の取締役会にて確認の決議がなされ、当事業年度末においても維持されております。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令等遵守を実現するための具体的な規程「コンプライアンス規程」及びそれに関連する「倫理規範」・「内部通報規程」・「インサイダー情報・取引管理規程」を遵守するよう、その周知徹底を図り、コンプライアンス経営を推進します。
- ・取締役はこれらの規程に適合する職務の執行となる行動を実践します。
- ・使用人に対してはこれらの規程の知識・意識の向上を図るべく担当役員（総務部長）が統制指導し、各部門に付随するコンプライアンスは各部門長が推進責任者として適正に実施します。

②損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・各種リスク（自社において予見されるリスク）に応じた「リスク管理規程」及び「危機管理規程」により、担当役員（経理部長）が統制指導し、全社のリスク管理は担当役員が、各部門に付随するリスク管理は各部門長が、推進責任者として適正に実施します。
- ・経営に重大な影響を与えるリスク顕在化の場合には、対応策を定め問題の早期解決を図ります。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会議事録・常務会議事録及び稟議書は「取締役会規程」・「常務会規程」及び「稟議規程」に従い作成し、「文書帳簿保存規定」に基づき保存・管理します。その他重要な文書の作成、保存・管理も各種規程に従い同様に行います。
- ・取締役の意思決定を支援する体制の整備として重要な会議への付議基準を明確にし、また、付議資料や重要な決裁書類の標準化を進めています。
- ・「情報セキュリティ管理規程」により情報の重要性を評価し、情報資産を区分して管理します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務分担を取締役会で明確にし「職務規程」に基づき職務を適正に効率よく執行します。
- ・取締役会は、中期経営計画を具体化し、各部門の業務計画等の進捗状況及び施策の実施状況等を定期的にレビューします。
- ・取締役会決議その他において行われる取締役の意思決定に関して、以下に定める事項が遵守される体制を整えております。
 - i 事実認識に重要、かつ、不注意な誤りが生じないこと
 - ii 合理的な意思決定過程を経ること
 - iii 意思決定内容が法令又は定款に違反しないこと
 - iv 意思決定内容が通常の実業経営者として明らかに不合理とならないこと
 - v 意思決定が会社の利益を第一に考えてなされること
- ・各取締役の執行状況は、取締役会にて三ヶ月に1回以上報告します。

⑤監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

- ・監査役の職務を補助すべき使用人を監査役スタッフとして置いています。

⑥前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役スタッフの人事異動・評価等については、監査役会の意見を求め、尊重するものとします。

⑦監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役スタッフに対する指揮命令権は監査役へ帰属させています。
- ・監査役スタッフに調査権限・情報収集権限等を付与しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ・常勤監査役は取締役会の他、常務会その他重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けることができる体制をとっています。
- ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査役会に報告する体制をとっています。
- ・その他監査役会との取り決めに従い、報告すべき必要事項が発生した場合には即刻報告します。

⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ・報告者が不利な扱いを受けることがないよう社内規程が整備されています。

⑩監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

- ・ 通常の監査費用は予算化しており、緊急の監査費用は前払いや償還を請求できることとしています。

⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役と代表取締役、監査役と会計監査人とのそれぞれの定期的な情報交換会の開催・提携が図れるようにしています。
- ・ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧できる体制、また、必要に応じて取締役等にそれらの説明を求めることができる体制をとっています。
- ・ 監査役の円満な監査活動が実施できる様その環境を整備します。

(2) 体制の運用状況の概要

当社は、前記業務の適正を確保するための体制等に関する基本方針に基づいて、適切な運用に努めており、その運用状況の概要は次のとおりです。

- ①各取締役は「コンプライアンス規程」等を遵守し、コンプライアンス経営を推進しました。
- ②各事業所（使用人）から「法令等遵守体制」は法令等遵守チェックリストで、「リスク管理体制」はリスク管理チェックリストで、それぞれセルフ・アセスメントによる評価書の提出がなされ、前者は担当役員（総務部長）が、後者は担当役員（経理部長）がそれぞれ統制指導し、その内容は取締役会へ報告されました。
- ③「取締役会議事録」、「稟議書」等は適切に作成され、「文書帳簿保存規定」に基づき保存・管理しました。
- ④取締役会では、期初に経営指針に沿った経営計画を具体化し、期央で検証・修正し、それに基づく業務計画の進捗状況は定期的に報告されました。
- ⑤監査役の監査活動に関しては、各事業所の実地調査等を含め、適切な環境整備がなされた中で実施されました。

6 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりであります。

(1) 基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような株式の大規模な買付や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

① 企業価値向上への取組み

当社は1923年の設立以降、コンクリート二次製品事業一筋で発展をしてまいりました。なかでも1966年に全国で初めてのコンクリート二次製品、PCボックスカルバートの開発により飛躍的な発展を遂げ、1975年2月にはABCグループ設立となり技術分権され、今日では日本PCボックスカルバート製品協会として全国で技術分権された企業が34社にも達し発展をしております。当社の今まで培ったボックスカルバートの技術は、PCボックスカルバート、PRCボックスカルバート、HTCボックスカルバートとなり、その周辺に関する技術開発、用途開発は多くの知的財産権を生み、近年では新しい工法として「TB（タッチボンド）工法」、「ECO-C・L（エコ・クリーンリフト）工法」を開発し、「TB（タッチボンド）工法」はTB（タッチボンド）工法研究会を発足させ、全国で急速に普及拡大をし企業発展につながっています。

日本列島は地震・台風・火山噴火など自然災害の脅威に常に晒されております。当社としては、これらへの備えとしての国土強靱化に寄与したいと念願し、今まで培った長年の経験に加え、永年蓄積された技術力、多くの知的財産権をフルに活用し、安全・安心な国土の整備に携わり、企業としての社会的責任を果たし、この分野で成長する活力ある企業を志向し邁進いたしてまいります。

第140期では中期経営計画の更新は行わず、その精神を踏まえつつ、経営基盤の安定と企業としての継続的な成長を目指し、年次計画を策定いたしました。

（経営方針）

- ◇企業の成長＝（技術＋品質＋コスト）×販売力。
- ◇CSR重視の経営を目指す。
- ◇安全・安心で良質な製品を提供する。
- ◇三位一体の改革改善にて、たえず活性化を図り継続的な利益を追求する。
- ◇「組織力」「技術力」の充実を図り、旭独自技術の入った商品開発を迅速化する。
- ◇仕事に対する“情熱”“執念”“熱意”“気力”を持ち、新しい仕事にチャレンジする。
- ◇“企業は数字なり”を基に成果は数字で表す。

② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- ・当社は経営指針（企業理念、社是、社針）を基に地球環境を守り、社会の一員として企業の発展に取組み、顧客、株主、また地域社会及び従業員等多くの関係者各位のご期待、ご信頼に応える収益力及び業容の拡大による事業基盤の強化を図ります。

（企業理念）

◇「誠意をもって、社会の安全・安心な環境整備に貢献し、株主・従業員及び家族の幸せを追求する」

◇「最高の技術をもって社会に奉仕する」

（社是）「信用第一」

（社針）「質の伴った量の拡大」

- ・当社は、取締役会及び監査役会の設置会社であり、経営者のこれら取組みに対して、取締役会（監督）の強化、監査役会（監査）の強化により厳格に監視します。
- ・当社では、多数の投資家の皆様に長期的な当社への投資を継続して頂くため、コーポレート・ガバナンスを充実させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために取り組んでまいります。

（3）会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、さらに同年6月27日開催の第139回定時株主総会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」（以下「本プラン」といいます）を継続して導入しております。

その概要は以下のとおりです。

① 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

② 大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始するというものです。

③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であっても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 本プランの有効期間

本プランは、2019年5月16日に開催された取締役会の決議をもって同日より発効し有効期間は3年間（2022年6月に開催予定の定時株主総会の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含む）については定時株主総会の承認を経ることといたします。但し有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されるものといたします。

(4) 上記取組みが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは

- ①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- ②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- ③合理的な客観的発動要件の設定
- ④独立性の高い社外者の判断の重視
- ⑤株主意思を重視するものであること
- ⑥デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策でないこと

など会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	(9,502,085)	流 動 負 債	(3,414,774)
現金及び預金	4,537,309	支払手形	640,020
受取手形	1,311,844	電子記録債務	1,208,990
電子記録債権	1,121,623	買掛金	895,390
売掛金	1,676,981	短期借入金	200,000
製品	701,343	リース債務	23,511
原材料	30,605	未払金	34,850
貯蔵品	45,351	未払費用	66,484
前渡金	584	未払法人税等	117,492
前払費用	22,694	未払消費税等	74,967
短期貸付金	485	前受金	10,312
未収入金	56,178	預り金	12,028
貸倒引当金	△2,916	賞与引当金	114,226
固 定 資 産	(4,533,715)	役員賞与引当金	16,500
有形固定資産	(2,416,689)		
建物	189,622	固 定 負 債	(984,865)
構築物	67,437	長期借入金	800,000
機械及び装置	173,818	リース債務	61,079
車両運搬具	11,035	退職給付引当金	62,269
型枠	218,050	修繕引当金	16,000
器具及び備品	16,420	長期預り保証金	45,517
土地	1,677,601	負 債 合 計	4,399,639
リース資産	62,701		
無形固定資産	(84,343)	(純資産の部)	
借地権	61,626	株 主 資 本	(9,526,534)
ソフトウェア	0	資本金	1,204,900
電話加入権	7,599	資本剰余金	(819,054)
リース資産	15,117	資本準備金	819,054
投資その他の資産	(2,032,682)	利 益 剰 余 金	(7,547,732)
投資有価証券	904,517	利益準備金	301,225
関係会社株式	916,289	その他利益剰余金	(7,246,507)
出資金	1,200	買換資産圧縮積立金	62,003
長期貸付金	7,454	別途積立金	4,700,000
前払年金費用	110,101	繰越利益剰余金	2,484,504
繰延税金資産	7,127	自 己 株 式	△45,152
差入保証金	18,915	評価・換算差額等	(109,627)
その他	75,245	その他有価証券評価差額金	109,627
貸倒引当金	△8,168	純資産合計	9,636,161
資 産 合 計	14,035,801	負債及び純資産合計	14,035,801

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 注記事項は別記しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,802,723
売 上 原 価		8,227,277
売 上 総 利 益		1,575,446
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,007,278
営 業 利 益		568,168
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	269	
受 取 配 当 金	51,436	
そ の 他	4,597	56,304
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	13,109	
そ の 他	21,792	34,902
経 常 利 益		589,570
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	10,307	10,307
税 引 前 当 期 純 利 益		579,262
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		176,296
法 人 税 等 調 整 額		21,128
当 期 純 利 益		381,837

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 注記事項は別記しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,204,900	819,054	819,054
事業年度中の変動額			
買換資産圧縮 積立金の取崩			
剰余金の配当			
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,204,900	819,054	819,054

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		買換資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	301,225	64,469	4,700,000	2,257,971	7,323,665
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮 積立金の取崩		△2,466		2,466	—
剰余金の配当				△157,770	△157,770
当 期 純 利 益				381,837	381,837
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	△2,466	—	226,532	224,066
当 期 末 残 高	301,225	62,003	4,700,000	2,484,504	7,547,732

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△45,079	9,302,541	426,048	426,048	9,728,589
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮 積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△157,770			△157,770
当 期 純 利 益		381,837			381,837
自 己 株 式 の 取 得	△73	△73			△73
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△316,420	△316,420	△316,420
事業年度中の変動額合計	△73	223,992	△316,420	△316,420	△92,428
当 期 末 残 高	△45,152	9,526,534	109,627	109,627	9,636,161

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 注記事項は別記しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

そ の 他 有 価 証 券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
原価は総平均法により算定しております。)

時価のないもの……総平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっておりま
す。

製品、原材料、……月別移動平均法による原価法
貯蔵品

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有 形 固 定 資 産……定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した （リース資産を除く） 建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい ては定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び車両運搬具 2年～9年

(2) 無 形 固 定 資 産……自社利用のソフトウェアについては、社内におけ （リース資産を除く） る利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用し ております。

(3) リ ー ス 資 産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリ ース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金 期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については、貸倒実績率によっ ております。 また、貸倒懸念債権等特定の債権については、個 別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上 しております。

- | | |
|-------------------|---|
| (2) 賞 与 引 当 金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |
| (3) 役 員 賞 与 引 当 金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |
| (4) 退 職 給 付 引 当 金 | <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異の費用処理の方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> |
| (5) 修 繕 引 当 金 | 賃貸契約を締結している施設については、将来実施する修繕費支出に備えるため、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 |

4 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) ヘ ッ ジ 会 計 の 方 法 | 金利スワップ取引について特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。 |
| (2) ヘ ッ ジ 手 段 と ヘ ッ ジ 対 象 | <p>ヘッジ手段 金利スワップ取引</p> <p>ヘッジ対象 借入金</p> |
| (3) ヘ ッ ジ 方 針 | 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行う方針であり、投機目的の取引は行っておりません。 |
| (4) ヘ ッ ジ の 有 効 性 評 価 の 方 法 | 金利スワップの特例処理の要件を満たすと判断されることをもって有効性の判定に代えております。 |

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式に
会計処理 によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

土 地	770,175千円
建 物	51,719千円
機械及び装置	4,765千円
計	<u>826,661千円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
長期借入金	700,000千円

2 有形固定資産の減価償却累計額 3,801,312千円

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	92,176千円
短期金銭債務	61,809千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	208,915千円
仕入高	84,516千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1	発行済株式の種類及び総数	普通株式	13,233,000株
2	自己株式の種類及び株式数	普通株式	85,557株
3	事業年度中に行った剰余金の配当		
(1)	基準日		2019年3月31日
(2)	効力発生日		2019年6月28日
(3)	配当の総額		157,770千円
(4)	1株当たり配当額		12円00銭
4	事業年度の末日後に行う剰余金の配当		
	2020年6月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおりの決議を予定しております。		
(1)	基準日		2020年3月31日
(2)	効力発生日		2020年6月29日
(3)	配当の総額		170,916千円
(4)	1株当たり配当額		13円00銭
(5)	配当の原資		利益剰余金

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減損損失	15,337千円
有形固定資産	18,755千円
福利厚生費	17,033千円
賞与引当金	46,294千円
その他	24,972千円
繰延税金資産 小計	122,393千円
評価性引当額	△24,872千円
繰延税金資産 合計	97,520千円
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	27,364千円
その他有価証券評価差額金	48,382千円
その他	14,646千円
繰延税金負債 合計	90,393千円
繰延税金資産 純額	7,127千円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入れにより資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金については、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。短期借入金については、短期決済であり、金利変動リスクは限定的であります。長期借入金については、金利変動リスクを回避するためデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジの手段として利用し、金利を固定化しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

また、これらの借入金につきましては、流動性リスクに晒されていますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金及び預金	4,537,309千円	4,537,309千円	—
(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金	4,166,627千円		
貸倒引当金（※2）	△2,916千円		
	4,163,711千円	4,163,711千円	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	904,017千円	904,017千円	—
(4) 関係会社株式	916,289千円	916,289千円	—
(5) 支払手形、電子記録債務及び買掛金	(2,744,401千円)	(2,744,401千円)	—
(6) 短期借入金	(200,000千円)	(200,000千円)	—
(7) 長期借入金	(800,000千円)	(800,000千円)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(※2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形、電子記録債権、売掛金及び未収入金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券及び(4) 関係会社株式

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(5) 支払手形、電子記録債務及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期決済であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種 類	会 社 等 の名称又は氏名	住 所	資本金又は出資金	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引内容	取引金 額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及び その近親 者が議決 権の過半 数を所有 している 会社	山一 興産(株) (注) 3	千 葉 県 市 浦 安 市	50,000 千円	—	原材料の仕入	原材料の仕入	36,959	買掛金	3,987
								支払手 形	12,205

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 上記の仕入取引における価格設定は、一般的な市場価格を基に決定しております。
3. 当社取締役柳内光子の近親者が議決権の過半数を所有している会社であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	732円93銭
1 株当たり当期純利益	29円04銭

算定上の基礎

1	1 株当たり純資産額	
	貸借対照表の純資産の部の合計額	9,636,161千円
	普通株式に係る純資産額	9,636,161千円
	差額の主な内訳	一千円
	普通株式の発行済株式数	13,233,000株
	普通株式の自己株式数	85,557株
	1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	13,147,443株
2	1 株当たり当期純利益	
	当期純利益	381,837千円
	普通株主に帰属しない金額	一千円
	普通株式に係る当期純利益	381,837千円
	普通株式の期中平均株式数	13,147,485株

独立監査人の監査報告書

2020年5月8日

旭コンクリート工業株式会社
取締役会 御中

新創監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 坂下 貴之 ⑩
業務執行社員

指定社員 公認会計士 篠原 一馬 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、旭コンクリート工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の計算書類（以下「計算書類等」という。）、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第140期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1、監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2、監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新創監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

旭コンクリート工業株式会社 監査役会

常勤監査役	浦	上	勝	治	㊞
常勤監査役	山	中	直	喜	㊞
社外監査役	曾	我	鉄	山	㊞
社外監査役	川	瀬	一	雄	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第140期の期末配当につきましては、選別受注に努める等の営業努力により増益となりましたことから、株主様への還元を強化するものとしたたく、当社の配当に関する基本方針であります安定配当の継続に則って実施してまいりました普通株式1株につき12円に加え、特別配当として1株あたり1円を増配して合計1株につき13円とさせていただき、株主の皆様のご支援に対し感謝の意を表したいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 13円 総額170,916,759 円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役4名の内、川瀬一雄氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
かわせ かずお 川瀬 一雄 (1954年12月24日生)	1984年6月 公認会計士川瀬一雄事務所開業 2017年6月 当社株式の大規模買付行為への対応策 (買収防衛策)独立委員会委員 (現) 2019年6月 当社社外監査役 現在に至る	0株

(注) 1. 川瀬一雄氏は社外監査役候補者であります。

2. 当社と候補者の間には特別の利害関係はありません。

3. 社外監査役候補者選任理由

候補者川瀬一雄氏は公認会計士として豊富な知見を有しておられること、また2006年7月から8年間、当社監査補助者を務めておられ当社の状況を熟知しておられます。2019年6月、辞任により退任された前任監査役の補欠として当社社外監査役に就任され、1年間在任されました。財務面はもとより経営全般にわたるご助言を戴くべく、引き続いての社外監査役候補者といたしました。

4. 当社は、川瀬一雄氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。川瀬一雄氏が社外監査役に選任され就任(重任)する場合には、引き続き独立役員として届ける予定であります。

5. 監査役との責任限定契約について

当社は、現行定款の定めるところにより、監査役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。川瀬一雄氏が社外監査役に選任され就任(重任)する場合には当該契約は継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役の法定の員数を欠いた場合に備え、予め監査役の補欠者1名の選任をお願いするものであります。当候補者については監査役の法定の員数を欠いたことを就任の条件とし、その任期は、前任者の残存期間といたします。また、この決議の効力は、次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
にのみや てるおき 二宮 照興 (1960年6月3日生)	1987年4月 司法修習生(第41期) 1989年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 藤原義之法律事務所入所 1992年3月 丸市綜合法律事務所開設 2000年3月 博士(法学) 2013年6月 新興プランテック株式会社(現レイズネクスト株式会社) 社外取締役(現) 2016年6月 同社 監査等委員兼任(現) 2019年6月 株式会社東京エネシス 社外監査役(現) 現在に至る	0株

- (注) 1. 当社と候補者の間には特別の利害関係は有りません。
2. 二宮照興氏は社外監査役候補者であります。同氏は、レイズネクスト株式会社の社外取締役、株式会社東京エネシスの社外監査役を務めており、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な知識と経験を有し、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できるものと判断しており、主としてコンプライアンス等の視点より経営監視機能の充実が図れるものと期待しております。
3. 二宮照興氏が社外監査役に就任する場合には、東京証券取引所に独立役員として届ける予定です。
4. 当社は、現行定款の定めるところにより、監査役との間で会社法第425条第1項の定めによる最低責任限度額を限度とする損害賠償責任限定契約を締結しております。二宮照興氏が社外監査役に就任する場合にも当該契約を締結いたします。

第4号議案 役員賞与金支給の件

当期末日の取締役10名(うち社外取締役2名)に対し、当期の業績などを勘案して、総額1,650万円(うち社外取締役50万円)を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

株主総会会場ご案内図



◆地下鉄有楽町線 新富町駅（1番出口）下車徒歩4分

◆地下鉄日比谷線 築地駅（入船橋出口）下車徒歩5分

◆築地警察署斜向い

◎本年度より、株主総会にご出席の株主様にお配りして
りましたお土産をとりやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。